

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定

3月19日の国の専門家会議の提言等を受け、本市は『感染状況が一定程度に収まってきている地域』にあたりと判断した上で、今後も『最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）』での行動を十分に抑制し、感染拡大のリスクの低い活動から徐々に解除します。

このことから、第5回本部員会議により、4月1日以降の対応も含め、次のとおり全面改定しました。

1 感染予防対策の実施について（以下、「感染予防対策」とする。）

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染予防対策を講じることとする。

- ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようにする。
- イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。
- ウ 換気を十分に行う。
- エ 多くの人々が密集することのないようにする。
- オ 多くの人々の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

（ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等）

2 イベント等の開催について

（1）市及び市関係団体が主催するイベント等

参加人数に関わらず、感染の拡大を防止するため、中止又は延期とするとしてきたが、感染予防対策を講じた上で開催できるものとする。

- ア 市内・県内の方を参加対象者とするイベント等
感染予防対策を講じて開催できることとする。
また、自治会及び自治会連合会の活動についても同様とする。
すでに中止又は延期等を決定した催しについては、その方針に基づき対応いただくこととする。
- イ 参加対象者に県外の方を含むイベント等
緊急性がないものについては、延期又は中止を検討する。
やむを得ず実施する場合は、感染予防対策を最大限講じるものとする。
なお、感染予防対策を講じることができないものについては、延期又は中止とする。

(2) 民間団体が主催するイベント等

- (1) の市の意向を伝える。

3 市民への呼びかけについて

- (1) 最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での活動を避けるように呼びかける。
- (2) 咳エチケットや手洗い等の励行等、個人でも感染予防対策をとることを広報する。
- (3) 相談窓口等で適切な情報提供を行う。
- (4) 体調不良者は、外出を控えるよう呼びかける。
特に高齢者や持病をお持ちの方については、不要不急の外出（特に感染が拡大している地域への外出）の自粛について呼びかける。

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

市内の企業・事業所へは、厚生労働省や県が発信する情報等を適切に提供する。

また、1の感染予防対策の実施に加えて、風邪症状者への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）の推進を要請する。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

- ア 年度末指導や児童生徒のストレス緩和のため、希望者を対象に春休みに登校可能日を設けることができる。(3月25日から27日の間で学校ごとに設定)
- イ 中学校の部活動は、3月25日(水)以降、希望者を対象に校内で活動できることとする。
- ウ 入学式は参加者や内容等を簡素化して実施する。
- エ 始業式、授業等は感染予防に配慮の上行う。

(2) 放課後児童クラブについて

- ア 3月17日(火)から受け入れを行う。ただし、通所は保護者の判断とする。
- イ 障がい児放課後児童クラブは、(2)アと同様の対応とする。

(3) 保育所及び認定こども園(保育部)について

- ア 公立保育所及び公立認定こども園(保育部)は、3月17日(火)から保育を行う。ただし、登園は保護者の判断とする。
- イ 公立保育所及び公立認定こども園(保育部)は、保護者・園児への指導や連絡のため、希望者を対象に3月28日(土)又は29日(日)に登園日を設けることができる。
- ウ 入園式は参加者や内容等を簡素化して実施する。
- エ 始業式、保育は、感染予防に配慮の上行う。
- オ 民間の保育園、認定こども園へ袋井市の方針を伝え、同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園(幼児部)について

- ア 3月18日(水)からの春休み期間については、春季預かり保育を行う。ただし、登園は保護者の判断とする。
- イ 保護者・園児への指導や連絡のため、希望者を対象に、3月31日(火)までの間のいずれかに、登園日を設けることができる。ただし、登園は保護者の判断とする。
- ウ 入園式は参加者や内容等を簡素化して実施する。
- エ 始業式、保育は、感染予防に配慮の上行う。

(5) 給食の対応について

ア 保育所、認定こども園（保育部）は、3月12日（木）から3月31日（火）まで給食を中止するため、登園する場合は、弁当持参とする。

イ 4月1日以降は通常どおりの対応とする。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

3月17日（火）から再開する。利用は保護者の判断とする。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

(7) 図書館、月見の里学遊館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館について

3月17日（火）から再開する。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

6 市内公共施設の利用について

(1) 不特定多数が利用するコミュニティセンター、メロープラザ等の市内公共施設について

3月17日（火）から再開する。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

(2) さわやかアリーナ、風見の丘等の市内体育施設等について

4月1日（水）から再開する。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

7 この基本方針については、令和2年3月24日から4月24日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、基本方針を改定する。